

佐世保工業高等専門学校名誉教授称号授与規程

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第68条の3及び第70条の10の規定に基づき、佐世保工業高等専門学校名誉教授(以下「名誉教授」という。)の称号を授与するための基準及び手続等について必要な事項を定めるものとする。

(基準)

第2条 名誉教授の称号は、次に掲げる各号の一に該当する者のうちから、選考によって授与する。

- 一 佐世保工業高等専門学校(以下「本校」という。)の校長として学校運営に関し、特に功労のあった者
- 二 本校の教授として20年以上在職し、教育上又は学術上功績のあった者
- 三 本校の教授として在職し、教育上又は学術上の功績が特に顕著であった者

(在職年数の通算基準)

第3条 本校の教授として10年以上在職した者にあつては、本校の准教授又は専任講師としての在職年数の2分の1を、教授として在職した年数に通算することができる。

(選考手続)

第4条 第2条第2号又は第3号に該当する者が異動する場合、当該学科長又は基幹教育科長(以下「学科長等」という。)は、別記様式第1号の推薦状に別記様式第2号の功績調書を添えて異動する日の2週間前までに校長に推薦するものとする。

第5条 次の各号の一に該当する場合に、校長は校務執行会議の協議結果に基づき、名誉教授の称号を授与する者を決定するものとする。

- 一 第2条第1号については、校務執行会議の3分の1以上の賛成により発議があつた場合
- 二 前条により学科長等から推薦があつた場合

(発令等)

第6条 名誉教授の称号の授与は、別記様式第3号の辞令書を交付して行ふ。

第7条 名誉教授の称号を授与された者が、その榮譽を汚すと認められる行為をなしたときは、校長は校務執行会議の協議結果に基づき、称号の授与を取消し、辞令書を返付させるものとする。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年3月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の改正前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。

附 則

この規程は、平成28年5月24日から施行し、改正後の第4条の規程は、平成28年3月1日から適用する。

附 則 (令和2年3月30日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月4日から施行し、令和4年10月1日から適用する。